

子どもの教育・進学援助

1 奨学金の貸付け

向学心がありながら、経済的な理由から修学が困難な高等学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校（高等課程・専門課程）の在学学生または進学希望者を対象にお貸ししています。

- | | | | | |
|-------|-------------|------|----|-----------------|
| ・貸付金額 | 高等学校 | 国公立 | 月額 | 1万円 |
| | | 私立 | 月額 | 1万4千円 |
| | 高等専門学校 | | 月額 | 1万4千円 |
| | 短期大学・大学・大学院 | 国公立 | 月額 | 2万円または3万円から選択 |
| | | 私立 | 月額 | 2万円・3万円・4万円から選択 |
| | 専修学校 | 高等課程 | 月額 | 1万円 |
| | | 専門課程 | 月額 | 2万円または3万円から選択 |
- ・貸付期間 正規の修業年限の期間
 - ・償還方法 卒業した翌年から15年以内（貸付総額が150万円を超える場合は20年以内）の年度割り
 - ・申請受付け 毎年3月1日から31日まで

2 奨学金の支給

人物・学業ともに優秀で経済的な理由により大学（4年制以上）への修学が困難な学生を対象に奨学金を支給しています。大学入学の前年度に奨学生候補者を選考し、大学入学後に正式に決定します。（所得や成績要件がありますので詳しくはお問い合わせください。）

- ・支給金額……月額3万円，入学一時金10万円
- ・支給期間……正規の修業年限の期間
- ・申請書の配布・受付……9月（10月～12月に書類・面接選考あり）

3 育英金の支給

有為な人材を育てるため優秀な大学生または大学院生を対象に、育英金を支給しています。

- ・支給金額……1人につき年額 24万円
- ・支給期間……正規の修業年限の期間
- ・申請書の配布……毎年3月1日から20日まで
- ・申請受付け……毎年3月1日から20日まで（3月下旬選考試験有り）

1,2,3の問合せ

■ 子ども未来部子ども企画課 電話21-3288

4 入学準備給付金の支給

新年度に中学校に入学または義務教育学校7年生に進級を予定している子どもの保護者に、入学準備に係る経費の一部を支給しています。(所得制限などの条件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。)

- ・支給金額……入学または進級する子ども1人につき3万円
- ・申請書の交付……毎年12月中旬（学校を通じて配布）
- ・申請受付け……毎年1月4日から1月31日まで

5 中学校卒業生入学準備等給付金の支給

中学校または義務教育学校の卒業を予定している子どもの保護者に、進学等に係る経費の一部を支給します。(所得制限などの条件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。)

- ・支給金額……卒業する子ども1人につき3万円
- ・申請書の交付……毎年12月上旬～中旬（学校を通じて配布）
- ・申請受付け……毎年1月4日から1月31日まで

4,5の問合せ

■ 子ども未来部子ども企画課 電話 21-3946

6 就学援助

経済的理由により国公立の小学校・中学校・義務教育学校への就学が困難と認められる児童および生徒の保護者に対し、学用品費や給食費など就学に要する費用の援助を行っています。

対象者

次のいずれかに該当する方

- ①生活保護が廃止または停止になった世帯
- ②世帯全員が市民税の非課税または減免を受けた世帯
- ③個人事業税または固定資産税の減免を受けた世帯
- ④国民年金の掛金の全額免除を受けた世帯
- ⑤国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けた世帯
- ⑥ひとり親世帯等が対象の児童扶養手当を受けている世帯
- ⑦生活福祉資金（総合支援資金）の貸付けを受けた世帯
- ⑧職業安定所登録の日雇労働者が属する世帯
- ⑨経済的に学用品費や給食費等に困っている世帯

助成の内容

学用品購入費等、新入学学用品費、給食費、修学旅行費、宿泊研修費、体育実技用具費（柔道着、剣道衣、スキー、スケートの購入費）、通学費
※ただし、国立小中学校に通学する場合は、給食費、通学費を除きます。

申請

- 通学している国公立の小中学校・義務教育学校

問合せ

- 通学している国公立の小中学校・義務教育学校 または
教育委員会 学校教育部保健給食課 電話 21-3547

7 高等学校等就学支援および奨学金等貸付け

- ・高等学校等就学支援金制度
- ・公立高等学校等生徒奨学金貸付制度
- ・私立高等学校入学資金貸付制度

相談・問合せ

- 在学している高等学校等

8 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

経済的な理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう「貸与」または「給付」する制度です。

他の奨学金では、重複して受けることを認めていないものもありますので、お確かめください。

相談・問合せ

- 在学している学校または大学

9 一般社団法人函館市母子寡婦福祉会奨学金

母子家庭の子で向学心に燃え、その能力が十分であるにもかかわらず、経済的理由により就学が困難な方（一世帯1人とする。）に奨学金を支給します。

ただし、所得制限、学業成績書、在学証明書が必要です。

対 象 高校、大学に在学のもの

支給金額 高校 年額 60,000 円
大学 年額 120,000 円

募集期間 毎年3月上旬
時間 10:00～16:00

申請・問合せ

- 一般社団法人函館市母子寡婦福祉会（函館市総合福祉センター3階）
所在地 函館市若松町33番6号 電話 26-4560